

長浜市職員措置請求に係る監査結果

住民監査請求（地方自治法第242条）

令和7年3月3日

長浜市監査委員

第1 請求の概要

1. 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2. 請求書の提出 令和7年1月16日

請求書の補正日 令和7年1月20日

請求書の受理日 令和7年1月27日

3. 請求の要旨 (以下、原文 (一部修正あり))。事実証明書等の内容は省略)

長浜市職員措置請求書

市立長浜病院に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 市立長浜病院 院長

(2) 令和元年度から令和6年度(令和2年度を除く。)の物品販売契約 (別紙事実証明書としてコピーを添える)

産業廃棄物(使用済み廃蛍光灯)の不正な処分と処分費用の支払い。

(3) 市立長浜病院が排出した産業廃棄物(使用済み蛍光灯、年間1000本前後)において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する不正な処理が行われていた。

(4) 公衆衛生や環境への悪影響が発生している可能性があります。

- ・ 市内での水銀放出
- ・ 市民への水銀曝露
- ・ 産業廃棄物を病院敷地外で保管

(5) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第三章 第十二条(事業者の処理)、廃棄物処理業者ではない者に廃棄物処分を委託している。適正に処分する旨の記載が無い。

現時点において市立長浜病院が排出した産業廃棄物の処理が、法令に基づく適正な方法で行われている事を確認する。処理の変更がなされていないなら産業廃棄物の不正処理が続いているので常識的にありえない。現時点で適正に処理されている確認と経緯説明が必要と考える。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

2025年1月16日

長浜市監査委員あて

請求書の提出時に添付のあった資料は、以下のとおり。

- ・資料① 事実証明書 A4版 1枚
- ・資料② 作業所現場写真 A4版 2枚
- ・資料③ 物品購入契約書(令和元年度から令和5年度(令和2年度を除く。)) A4版
各4枚
- ・資料④ 納品書(控) 令和6年度分

請求書の補正時に提出のあった資料は、以下のとおり。

- ・資料⑤ 請求人が令和7年1月16日付けで提起した長浜市職員措置請求書に関する
補足説明文書 A4版 2枚
- ・資料⑥ 物品購入契約書(令和6年度) A4版 4枚

4. 請求の受理

本件請求について令和7年1月16日(令和7年1月20日補正)に請求書の提出があり、令和7年1月27日監査委員において地方自治法(以下「法」という。)第242条の所定の要件を具備しているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

本件請求について、請求人の主張が違法又は不当な契約の締結及び公金の支出に該当するか否かについて法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1. 監査期間 令和7年1月27日から令和7年2月28日

2. 監査対象部局 市立長浜病院事務局経営企画課

3. 実施した監査の概要

(1) 請求人陳述

法第242条第7項の規定により、請求人に対して令和7年2月6日に陳述及び証拠提出の機会を設け、請求人出席のもと、陳述聴取を行った。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 監査対象部局の調査

令和7年2月17日付けで弁明書の提出を受けた。

(3) 関係書類の調査等

請求人及び監査対象部局から提出された書類の調査等を行った。

第3 監査の結果

1 主文 本件請求を棄却する。

2 事実関係の確認

(1) 関係法令等

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第12条第5項 事業者（略）は、その産業廃棄物（略）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

イ 廃掃法第14条第15項

産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条（略）

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の8、第8条の3（略）

オ 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（平成25年3月29日付け環産産発第13032910号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知（以下「環境省通知」という。）第1の14の（2）

新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。

(2) 認定事実

監査委員は、次の事実を認定した。

①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第三章第十二条（事業者の処理）、廃棄物処理業者ではない者に廃棄物処分を委託している。適正に処分する旨の記載がない。」ことについて

市立長浜病院（以下「長浜病院」という。）は、以前から物品購入契約書（資料③・資料⑥）のとおり、新品の蛍光灯納入の際に使用済み蛍光灯の引き取りを行う契約を締結していた。当該契約は、納入業者が長浜市物品調達入札参加資格者名簿に登録された電気機械器具小売業者であり、使用済み蛍光灯の適正な処分についても熟知し、適切な処分が行われていると認識していたと弁明した。

しかしながら、廃掃法第12条第5項に「事業者（略）は、その産業廃棄物（略）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。」とあることから産業廃棄物である以上、廃掃法に抵触する処理を長年にわたり行っていたことを確認した。

②「処理の変更がなされていないなら産業廃棄物の不正処理が続いているので常識的にありえない。現時点で適正に処理されている確認と経緯説明が必要と考える」ことについて

長浜病院は、弁明書及び提出資料において「法令に基づく適正な方法で行っていること」及び「法令やガイドラインを遵守し適切に処理が行われることを担保するため、従来の商習慣による引き取りを取りやめ、産業廃棄物の取扱業者に直接委託

する。」とし、排出事業者として廃掃法その他関係法令等の必要な知識の理解が不十分であったことを深く反省するとともに、廃蛍光灯の新たな運搬処分を停止したことを確認した。

併せて、廃蛍光灯の処分は、現契約の産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者が水銀使用製品産業廃棄物を取り扱える許可業者であることを確認し、見積合わせの手続きを行っている事実を確認した。

③「産業廃棄物（使用済み廃蛍光灯）の不正な処分と処分費用の支払い」について

廃掃法第12条第5項では、「産業廃棄物の運搬又は処分は許可を受けた者その他環境省令で定めた者に委託しなければならない。」とあるが、環境省通知によれば、「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する行為については産業廃棄物収集運搬業の許可は不要」とされている。しかし、長浜病院の物品単価契約の仕様には「契約単価には、使用済み蛍光灯の引き取り費を含むものとする。」「納入単価には、蛍光管の処分費を含めてください。」とあり、廃掃法に抵触する処理を行ってきたことを確認した。

一方、購入単価に含まれていたとされる引き取り費・処分費は、その金額を納入業者の見積書や請求人からの事実証明書において確認することはできない。また、物品単価契約は、適正な見積合わせにより締結されており、不当に高額であるとは考えられず、その支出は市に積極的な損害を与えたとは言い難いことを確認した。

(3) 監査委員の判断

廃掃法の一部改正により、平成29年10月から廃蛍光灯の取り扱いが、水銀使用製品産業廃棄物となった際にも改めて確認することなく、誤った認識のもと継続的に物品単価契約に引き取り費・処分費を含めて契約を締結していた。

本来、廃蛍光灯の運搬については、廃掃法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならないと規定されており、廃掃法に抵触する処理を行ってきたと指摘せざるを得ない。

また、請求人は、資料①で廃蛍光灯は納入業者が破砕処理するなど不正に処分されていたと主張するが証拠として提出された作業所現場写真（資料②）では破砕された事実が確認できなかったこと、長浜病院への納品は納品書（控）（資料④）により確認できるものの、長浜病院から排出されたことは確認できなかった。

公金の支出には、仕様書に引き取り費・処分費の記載が認められるところであるが、納入業者の物品単価契約における見積書において、見積金額から引き取り費・処分費にかかる支出の内訳を確認することはできない。また、契約金額は、見積合わせの結果に基づくものであり、双方の事業活動として合理的な契約金額であったことを確認した。

よって、認定事実のとおり廃掃法に抵触する仕様により締結した物品単価契約であるものの、購入単価に含まれるとされる引き取り費・処分費の金額は、納入業者の見積書や請求人からの事実証明書においても金額を確認することはできない。また、適正な見積合わせにより締結された物品単価契約であり、不当に高額であるとは考えられず、その支出は、市に積極的な損害を発生させるものではない。

3 結論

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

4 監査委員の意見

本件請求に関し、監査委員の意見を次のとおり付する。

長浜病院は、事業活動において発生した産業廃棄物の排出事業者として、産業廃棄物を適切に管理・処理する責任があり、今回の不適切な処理方法は、善良な管理者の注意義務を果たしていたとは言い難い。

発生した産業廃棄物を処分するにあたっては、法令等の遵守に努め、長浜病院がその事業活動により社会的信用を失墜させることのないように努められたい。

今後も長浜病院が地域に根差した公立病院として、圏域における持続可能な地域医療の提供に貢献されることを切に願うところである。